

第85回

定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年6月24日(火曜日)

午前10時(受付開始午前9時)

場 所

東京都豊島区南大塚三丁目33番6号

ホテルベルクラシック東京

6階コンコード

決議事項

第1号議案 「定款一部変更の件」

第2号議案 「取締役7名選任の件」

(監査等委員である取締役を除く。)

※株主総会当日のお土産はございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 RYODEN

証券コード: 8084



作品名「WAKUWAKU」

作家名 嶋 愛実 氏

 Paralym Art®
障がい者アートを応援しています

RYODENはパラリンアートを応援しています。パラリンアートは、障がい者アーティストとひとつのチームになり、社会保障費に依存せず、民間企業・個人の継続協力で障がい者支援を継続できる社会貢献型事業です。

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

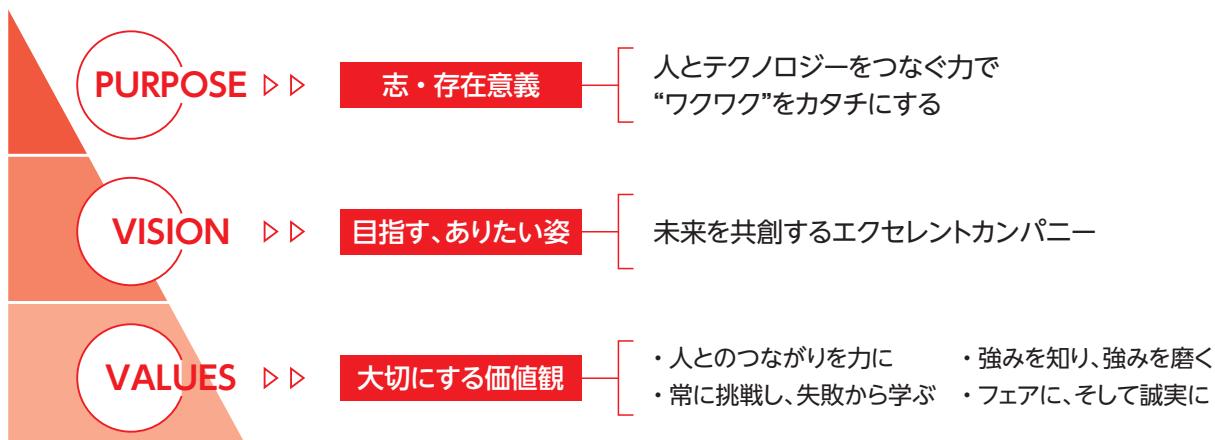
2024年度は、下期から回復を見込んでいたFAシステム市場が回復せず、また長期化する中国市場の低迷などの影響により非常に厳しい事業環境でしたが、冷熱ビルシステムでは増収増益、また植物工場事業を行うスマートアグリでは年度後半から黒字化を達成するなどこれまで取り組んできた「事業創出会社」への変革に向けた取り組みが着実に成果を出しつつあります。

2025年度も米国の関税措置など不確実性の高い経営環境ですが、当社では、本年度から新たな中長期経営計画「ONE RYODEN Growth 2029 | 2034」がスタートし、新たに策定したビジョン「未来を共創するエクセレントカンパニー」の実現に向け、企業活動を通じて全てのステークホルダーと共に価値を創出し、世界に誇れる企業へと進化し続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますよう改めてお願ひ申し上げます。

2025年6月

取締役社長 富澤 克行



株主各位

東京都豊島区東池袋三丁目15番15号

株式会社 RYODEN

取締役社長 富澤克行

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第85回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ir.ryoden.co.jp/notice/general/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東京証券取引所ウェブサイトにアクセスし、「RYODEN」又は証券コード「8084」を入力・検索し、「基本情報」「総覧書類／PR情報」「株主総会招集通知／株主総会資料」を順に選択のうえ、ご覧ください。

画面又はインターネット等により議決権行使いただく場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3頁の方法に従って2025年6月23日（月）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号

ホテルベルクラシック東京 6階 コンコード

3. 目的事項

報告事項

1. 第85期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第85期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

以 上

●書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、「業務の適正を確保するための体制」、「株式会社の支配に関する基本方針」、「連結注記表」及び「個別注記表」は記載しておりません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部です。

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。

●本総会の決議の報告は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.ryoden.co.jp/notice/general/>) に掲載する方法によりお知らせする予定です。

●本総会ではインターネットによるライブ配信は実施いたしません。

議決権行使方法のご案内

議決権行使には、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合

会場受付にご提出



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2025年6月24日
(火曜日)
午前10時

郵送によるご提出



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月23日
(月曜日)
午後5時30分到着分

事前行使の場合

インターネットでご入力



当社の指定する
議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>
にアクセスいただきご行使ください。
※詳しくは次頁をご覧ください。

行使期限

2025年6月23日
(月曜日)
午後5時30分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

賛成の場合.....「賛」の欄に○印
否認する場合.....「否」の欄に○印

第2号議案

全員賛成の場合.....「賛」の欄に○印
全員否認する場合.....「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合.....
「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

● 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱い休止となります。

議決権の行使は **2025年6月23日（月曜日）午後5時30分まで** 承りますが、お早めにご行使ください。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027 (受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力しクリック。

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人) 三菱UFJ信託銀行 証券代行部

■ログイン

ログインID、パスワードをご入力のうえ、「ログイン」を選択してください。

ログインID
4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁 (半角)

パスワード
または仮パスワード (半角)

ログイン

パスワードを忘れた場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力のうえ、「パスワード変更」を選択してください。

ログインID、ID/パスワードは議決権行使書用紙等に記載されております

「ログインID」及び
「仮パスワード」
を入力

「ログイン」を
クリック

3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

第1号議案 || 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、働きやすい環境を整備し、社員のエンゲージメントや働きの質向上を目的として、本社を東京都豊島区から東京都千代田区に移転することを決定しました。これに伴い、現行定款第3条（本店）を東京都豊島区から東京都千代田区に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、2025年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとして、その旨の附則を設けるとともに、その効力発生後に当該附則の削除をするものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(本店) 第3条 当会社は本店を東京都 <u>豊島区</u> に置く。	(本店) 第3条 当会社は本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。
(新設)	<u>附則</u> <u>第1条 第3条（本店）の変更は、2025年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。</u> なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後これを削除する。

第2号議案 || 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、社外取締役3名及び人事部門管掌取締役1名の委員で構成される指名報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会において決定したものであり、監査等委員会における審議の結果、候補者選任及び決定プロセスは適切であると判断されております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	在任年数	取締役会への出席状況
1 再任	富澤 克行 とみ ざわ かつ ゆき	代表取締役社長	3年	100% (15回／15回)
2 再任	東 俊一 ひがし しゅん いち	取締役 常務執行役員	2年	100% (15回／15回)
3 再任	與五澤 一元 よ ご さわ かず もと	取締役 常務執行役員	1年	100% (10回／10回)
4 新任	柴田 恭宏 しば た やす ひろ	上席執行役員	—	—
5 再任	松尾 英喜 まつ お ひで き	取締役 独立	2年	100% (15回／15回)
6 再任	藤原 悟郎 ふじ わら ご ろう	取締役 社外	2年	100% (15回／15回)
7 再任	小笠原 由佳 お がさ わら ゆ か	取締役 独立	1年	90% (9回／10回)

- （注）1. 富澤克行氏は、本議案をご承認いただいた場合、本総会終結後の取締役会で代表取締役に選定される予定です。
2. 與五澤一元氏及び小笠原由佳氏については、2024年6月25日の就任後の取締役会への出席状況を記載しております。

(ご参考)

取締役に期待するスキルの策定

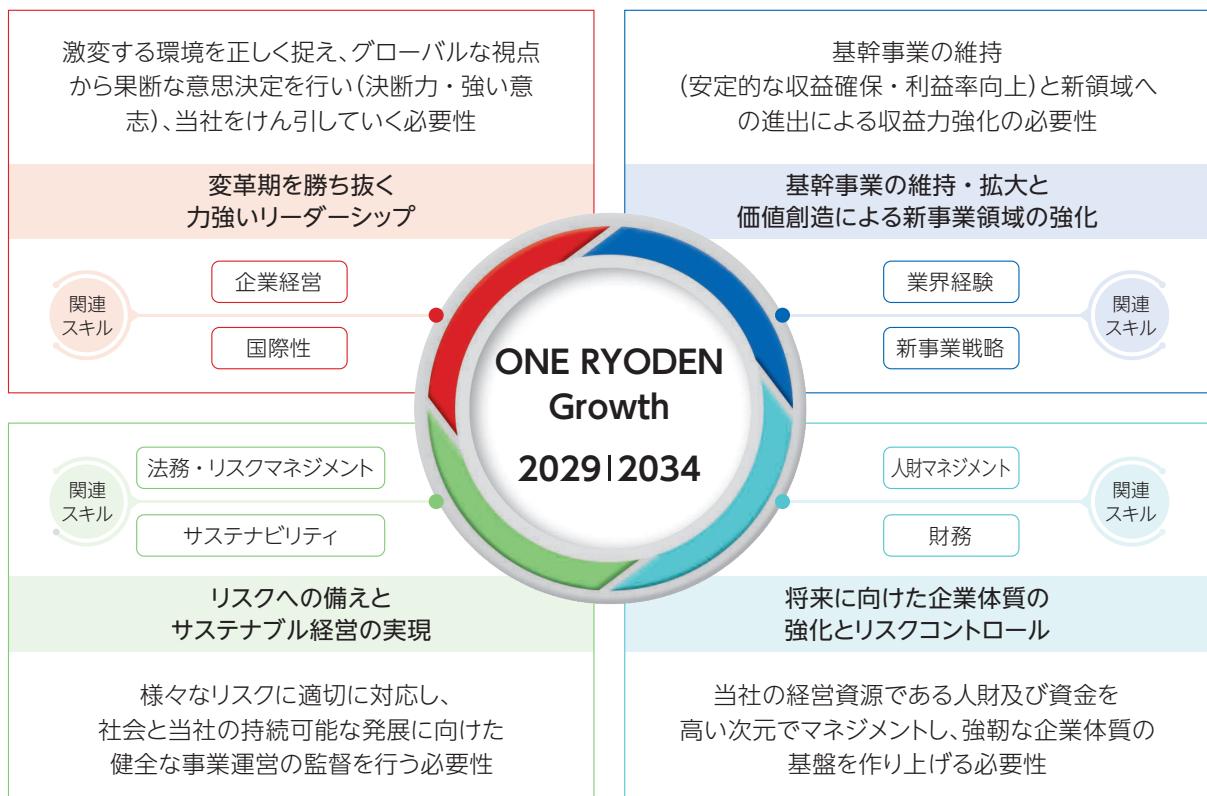
当社は、新たに策定した中長期経営計画に基づき、6つの経営戦略の遂行と3つの強みの強化を図ります。

また本計画の策定とあわせて新たなビジョンを策定し、すべてのステークホルダーと共に新たな価値を創出することを目指してまいります。

そこで当社取締役会は、前中期経営計画における課題の振り返りとともに、新中長期経営計画を達成しビジョンを実現するために取締役会が備えるべきスキルについて議論を重ねた結果、次の8つのスキルを特定しました。特定したスキルとその選定理由の関連性は以下のとおりです。

各取締役候補のスキルについては、各取締役候補が保有するスキルのうち、特に当社が「期待する」スキルを最大3項目以内に限定して記載しており、取締役会メンバー（候補者含む）の有するすべての専門性や知見を示すものではありません。

また、スキル・マトリックスは取締役会メンバーのサクセションプランなどにも活用します。



本総会において、第2号議案が原案どおり可決された場合の各取締役の専門性と経験は次のとおりです。

取締役会メンバーのスキル・マトリックス（予定）

氏名	地位	ONE RYODEN Growth 2029 2034を達成する上で必要なスキル						
		企業経営	国際性	業界経験	新事業戦略	人財マネジメント	財務	法務・リスクマネジメント
富澤 克行	代表取締役社長	●		●			●	
東 俊一	取締役	●	●				●	
與五澤 一元	取締役 専務執行役員	●	●	●				
柴田 恭宏	取締役 上席執行役員					●	●	●
松尾 英喜	社外取締役（独立）	●		●	●			
藤原 悟郎	社外取締役	●	●				●	
小笠原 由佳	社外取締役（独立）		●		●			●
友森 裕三	取締役 常勤監査等委員		●			●		
関口 典子	社外取締役（独立） 監査等委員					●	●	●
トマス・ヴィッティ	社外取締役（独立） 監査等委員	●				●		●

(注) 役付取締役及び役付執行役員は本総会終了後の取締役会で決定いたします。

取締役に期待するスキルと定義

企業経営	国際性	業界経験	新事業戦略
当社グループ全体の変革に向けた全社的・長期的なビジョンを示し、グループを率いる力強いリーダーシップの発揮とその執行状況を監督し得るスキル・経験	グローバルビジネスに関する豊富な経験、専門的な知見や見識	当社の成長基盤を支える基幹事業の維持拡大の戦略の策定・実行とその執行状況を監督し得るスキル・経験	新たな事業の創出やそのスケール化のための戦略（M&A戦略を含む）の策定・実行とその執行状況を監督し得るスキル・経験
人財マネジメント	財務	法務・リスクマネジメント	サステナビリティ
人財戦略の策定、D&Iの推進及びエンゲージメントの向上などの資本経営の推進とその執行状況を監督し得るスキル・経験	財務健全性を堅持しつつ成長のための最適投資を推進する財務戦略の策定・実行とその執行状況を監督し得るスキル・経験	企業活動全般で発生し得る、リスク全般の管理体制の構築や整備の執行状況を監督し得るスキル・経験	経営の強靭性や持続可能性を高めていくとともに、社会課題を解決し持続可能な社会の実現に貢献するためのサステナビリティ経営の推進とその執行状況を監督し得るスキル・経験



1

とみざわ
かつゆき
富澤 克行

(1960年4月14日生)

再任

略歴、地位及び担当

- 1983年 4月 三菱電機株式会社入社
 2005年 6月 三菱電機自動化（上海）有限公司董事兼総経理
 2008年 4月 三菱電機自動化（中国）有限公司董事長兼総経理
 三菱電機自動化（香港）有限公司董事長兼総経理
 2012年 4月 三菱電機株式会社名古屋製作所副所長
 2015年 4月 三菱電機（中国）有限公司董事兼副総経理
 2017年 4月 三菱電機株式会社執行役員中国総代表
 三菱電機（中国）有限公司董事長兼総経理
 2021年 4月 当社入社
 2021年 6月 当社副社長執行役員
 2022年 6月 **当社代表取締役社長（現）**

取締役候補者とした理由

三菱電機(株)の要職や同社の中国事業の立ち上げから中国総代表を歴任するなど製造・販売・管理すべてにおいて高い実績とグローバルレベルでの高いマネジメント力を有しており、2022年からは当社の取締役社長として当社の中長期的な企業価値の向上に向けてその役割を十分に果たしています。変革期を勝ち抜く強いリーダーシップを発揮いただくことを期待し、引き続き取締役候補者としました。



2

ひがし
しゅん いち
東 俊一

(1960年4月19日生)

再任

略歴、地位及び担当

- 1984年 4月 当社入社
 2004年 6月 当社半導体・デバイス事業本部デバイス第一部長
 2006年 4月 当社電子デバイス事業本部電子デバイス第一部長兼企画部長
 2008年 10月 当社半導体・デバイス第三事業本部第一部長兼企画部長兼新事業開発部長
 2010年 6月 当社半導体・デバイス事業本部半導体・デバイス第三営業本部営業第一部長
 2012年 4月 当社半導体・デバイス事業本部グローバル戦略企画統括
 2013年 4月 当社半導体・デバイス事業本部グローバル戦略統括部長
 2014年 4月 当社ソリューション事業本部グローバル戦略統括部長
 2016年 4月 当社ソリューション事業本部デバイス第二事業部長
 2016年 6月 当社取締役ソリューション事業本部副事業本部長兼デバイス第二事業部長
 2017年 1月 当社取締役デバイスシステム事業本部副事業本部長兼デバイス第二事業部長
 2018年 4月 当社取締役東京支社副支社長
 2018年 6月 当社執行役員東京支社副支社長
 2019年 4月 当社執行役員東京支社長
 2019年 6月 当社常務執行役員東京支社長
 2021年 4月 当社常務執行役員デバイスシステム事業本部長
 2023年 6月 当社取締役常務執行役員 事業部門管掌 デバイスシステム事業本部長
 2025年 4月 **当社取締役常務執行役員 事業部門管掌（現）**

取締役候補者とした理由

当社の基幹中核事業であるエレクトロニクスの要職及び支社長を歴任した経験を有し、当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しています。「基幹事業の維持拡大と価値創造による新事業領域の強化」のためにその経験及び能力を発揮いただくことを期待し、引き続き取締役候補者としました。



3

よ ご さわ
與五澤かず もと
一 元

(1960年8月28日生)

再任

略歴、地位及び担当

- 1983年 4月 当社入社
2002年 6月 当社東京支社半導体・デバイス第三部長
2008年 4月 菱商電子（上海）有限公司董事兼総経理
2011年 6月 菱商電子（上海）有限公司董事長兼総経理
2013年 4月 当社海外事業推進室東アジア戦略局長兼菱商電子（上海）有限公司董事長兼総経理
2014年 6月 当社東京支社副支社長
2016年 4月 当社神奈川支社長
2018年 4月 当社ICTソリューション事業本部長
2018年 6月 当社執行役員ICTソリューション事業本部長
2021年 4月 当社執行役員中日本支社長
2021年 6月 当社常務執行役員中日本支社長
2023年 4月 当社常務執行役員 海外事業推進担当 経営企画室長
2024年 6月 当社取締役常務執行役員 管理部門・戦略部門管掌 経営企画室長（現）

取締役候補者とした理由

当社の事業本部の要職、支社長、中国子会社の代表及び経営企画室長を務めた経験を有し、2021年からは常務執行役員として、2024年からは当社取締役として経営に携わり、当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しています。「基幹事業の維持拡大と価値創造による新事業領域の強化」のためにその経験及び能力を発揮いただくことを期待し、引き続き取締役候補者としました。



4

しば た
柴田やす ひろ
恭 宏

(1967年10月5日生)

新任

略歴、地位及び担当

- 1991年 4月 当社入社
2016年 4月 当社経理部副部長
2023年 4月 当社執行役員経理部長
2024年 6月 当社上席執行役員経理部長（現）

取締役候補者とした理由

経理部門の要職を務めた経験を有し、2024年からは上席執行役員として重要な業務執行に携わっています。今後は取締役として「将来に向けた企業体質の強化」及び「リスクへの備えとサステナブル経営の実現」のためにその経験及び能力を発揮いただくことを期待し、取締役候補者としました。

- 所有する当社株式の数
5,100株
- 取締役在任年数
—
- 取締役会への出席状況
—



5

まつ お
松尾 英喜

ひで き

(1956年6月27日生)

再任

社外

独立

略歴、地位及び担当

1982年 4月 三井東圧化学株式会社（現 三井化学株式会社）入社
2000年 3月 MITSUI BISPHENOL SINGAPORE PTE LTD 取締役工場長
2003年 5月 兼務 MITSUI PHENOL SINGAPORE PTE LTD 取締役工場長
2006年 4月 上海中石化三井化工有限公司社長
2009年 6月 三井化学株式会社理事基礎化学品事業本部企画開発・ライセンス部長
2010年 4月 同社理事石化事業本部企画管理部長
2011年 6月 同社理事生産・技術本部副本部長
2013年 4月 同社執行役員生産・技術本部長
2014年 4月 同社常務執行役員生産・技術本部長
2016年 6月 同社取締役常務執行役員生産・技術本部長
2017年 4月 同社取締役専務執行役員生産・技術本部長
2018年 4月 同社代表取締役専務執行役員（CTO）
2020年 4月 同社代表取締役副社長執行役員（CTO）
2022年 4月 同社取締役参与
2022年 6月 同社参与
東洋エンジニアリング株式会社 社外監査役（現）
当社社外取締役（現）
2024年 6月 アルコニックス株式会社 社外取締役（現）

重要な兼職の状況

東洋エンジニアリング株式会社 社外監査役
アルコニックス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三井化学(㈱)において長年経営に携わり、経営についての幅広い見識を有しており、2023年からはそうした経験に基づき客観的な立場から当社社外取締役として経営に対する助言、ガバナンスの強化及び適切な監督に貢献いただいている。今後もそうした役割を果たすことを期待し、引き続き社外取締役候補者としました。



6 藤原 悟郎

(1968年9月17日生)

再任

社外

略歴、地位及び担当

- 1992年 4月 三菱電機株式会社入社
- 2019年 4月 同社中部支社事業推進部長
- 2021年 4月 同社中部支社副社長兼事業推進部長
- 2022年 4月 同社中部支社副社長
- 2023年 4月 同社営業本部事業企画部長（現）
三菱電機インダストリアルソリューションズ株式会社 社外監査役（現）
長野三菱電機機器販売株式会社 社外監査役（現）
- 2023年 6月 当社社外取締役（現）

重要な兼職の状況

三菱電機株式会社 営業本部事業企画部長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三菱電機(株)営業本部事業企画部長の職にあり、当社に関連する業界に関して豊富な経験と幅広い見識を有しております。2023年からはそうした経験に基づき客観的な立場から当社社外取締役として経営に対する助言、ガバナンスの強化及び適切な監督に貢献いただいている。今後もそうした役割を果たすことを期待し、引き続き社外取締役候補者としました。

- 所有する当社株式の数
0株
- 社外取締役在任年数
2年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況
100%（15回／15回）



7 小笠原 由佳

(1975年11月10日生)

再任

社外

独立

略歴、地位及び担当

- 1999年 4月 海外経済協力基金（現 株式会社国際協力銀行）入社
- 2005年 9月 ベイン・アンド・カンパニー入社
- 2009年 12月 独立行政法人国際協力機構（JICA）入構
- 2019年 4月 一般財団法人社会変革推進機構（現 一般財団法人社会変革推進財団）
インパクト・オフィサー
- 2022年 5月 Renovater株式会社 社外監査役（現）
- 2022年 6月 日清食品ホールディングス株式会社 社外取締役（現）
- 2023年 4月 株式会社藤村総合研究所 取締役（現）
- 2024年 6月 株式会社オリエントコーポレーション 社外取締役（監査等委員）（現）
当社社外取締役（現）

重要な兼職の状況

日清食品ホールディングス株式会社 社外取締役

株式会社藤村総合研究所 取締役

株式会社オリエントコーポレーション 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

行政・民間・公益という異なるセクターで利益追求と同時に社会へのインパクトを創出する活動（インパクト投資）で20年以上のビジネス経験とサステナビリティ経営についての先進的かつ優れた見識を有しております。2024年からはそうした経験に基づき客観的な立場から当社社外取締役として経営に対する助言、ガバナンスの強化及び適切な監督に貢献いただいている。今後もそうした役割を果たすことを期待し、引き続き社外取締役候補者としました。

- 所有する当社株式の数
0株
- 社外取締役在任年数
1年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況
90%（9回／10回）

- (注) 1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 小笠原由佳氏の戸籍上の氏名は、藤村由佳です。
3. 藤原悟郎氏は、現在、三菱電機株の従業員であり、同社は特定関係事業者に該当します。
4. 藤原悟郎氏は、当社の特定関係事業者である三菱電機株から過去2年間において使用人としての報酬を受けており、今後も受ける予定です。
5. 当社は、松尾英壹氏及び小笠原由佳氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。各氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定です。
6. 当社は、松尾英壹氏及び小笠原由佳氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各氏が再任された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を更新する予定です。
7. 当社は、取締役（社外取締役含む。）を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重大過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定です。
8. 小笠原由佳氏が社外取締役として在任している日清食品ホールディングス株において、同社の完全子会社である日清食品株が、2024年8月22日、公正取引委員会から独占禁止法の規定（再販売価格の拘束）に違反するおそれがある行為を行っているとして、警告を受けました。同氏は、当該行為を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立ち、注意喚起を行ってまいりました。また、当該行為の判明後は、当該行為の原因究明及び再発防止の実効性に資する提言を行うなど、その職責を果たしております。

(ご参考) 社外役員の独立性基準

当社は、(株)東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、次の各号のいずれにも該当しない場合、社外役員に独立性があると判断しています。

- (1) 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者、又は過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
- (4) 当社グループの会計監査人又はその社員等として所属する者
- (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- (6) 当社グループから多額の金銭その他の財産による寄付を受けている者（当該寄付を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- (7) 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者
- (8) 当社の主要株主又はその業務執行者
- (9) 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- (10) 過去3年間において、第2号乃至前号に掲げるいずれかに該当していた者
- (11) 前各号に掲げるいずれかに該当する者（重要な業務執行者に限る。）の配偶者及び二親等内の親族
- (12) 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者

※1 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。

※2 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して商品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）であって、直近事業年度における取引額が、当該取引先グループの年間連結売上高の2%を超える者をいう。

※3 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが商品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者をいう。

※4 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が直近事業年度において1,000万円を超え、かつ、その者の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう。

※5 「主要な借入先」とは、直近事業年度に係る事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先をいう。

※6 「主要株主」とは、直近事業年度末における議決権保有割合が10%以上（間接保有の場合を含む。）の株主をいう。

※7 「重要な業務執行者」とは、取締役及び部長格以上の使用人である者をいう。

※8 「社外役員の相互就任の関係」とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 事業の状況

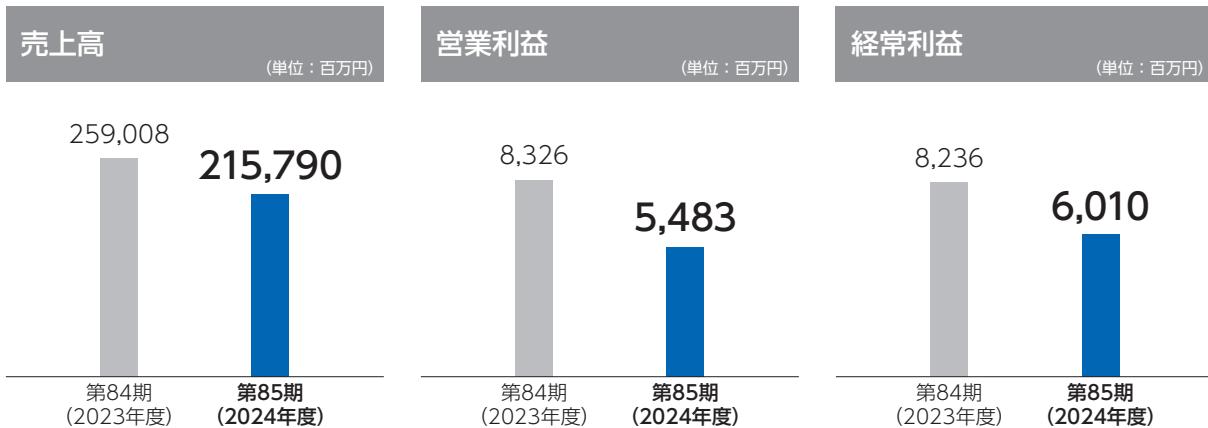
当連結会計年度における世界経済は、ウクライナ紛争の長期化や中東情勢の緊迫化などによる地政学的リスク、各国金融政策を背景とした高インフレが継続するなど、不確実性の高い状況が続きました。

米国では高水準の政策金利が維持されるなか、堅調な雇用・所得環境を背景に個人消費は増加し、景気は堅調に推移する一方、欧州では製造業の長期的な不振が足元の成長を鈍化させる要因となりました。

また中国では、2024年末にかけ景気刺激策や輸出の増加により回復基調となりましたが、不動産投資や個人消費の低迷が経済成長の課題となり、日本では堅調な個人消費とインバウンド需要の増加を背景に緩やかな回復が続きました。

このような状況下、当社グループは、本年度を最終年度とする中期経営計画「ICHIGAN2024」の目標達成に向け、「成長事業のビジネスモデルの確立」「基幹中核事業の生産性向上」及び「事業推進基盤の強化」に取り組んでまいりました。

当社グループの取引に関する業界では、電子部品・半導体分野は、自動車向けパワー半導体やAI関連製品の需要が堅調に推移しましたが、産業機器用途では在庫調整局面も見られ、中国市場においても不安定な状況が続き低調に推移しました。FA分野では、中国市場でNC関連は好調に推移しましたが、当社の主要顧客である国内の工作機械・半導体製造装置メーカーの中国市場向けの需要が回復せず、低調に推移しました。冷熱ビル分野では、資材の高騰や技術者不足などの影響はあったものの、活況なインバウンドに対応する店舗等への設備投資の増加や省エネ・環境対策設備などが堅調に推移しました。



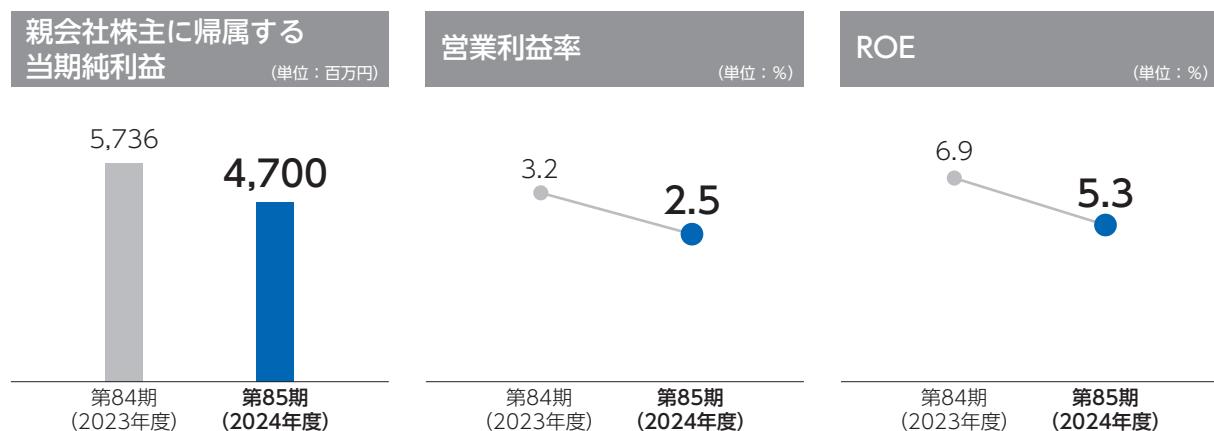
その結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高2,157億90百万円(前期比16.7%減)、営業利益54億83百万円(前期比34.1%減)、経常利益60億10百万円(前期比27.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益47億円(前期比18.1%減)となりました。

なお、当期の期末剰余金の配当につきましては、2025年5月の公表どおり、1株当たり53円（年間106円）といたしました。

(2) 事業別売上高の状況

区分	第84期（2023年度）		第85期（2024年度）		前 期 比
	連結売上高	構成比	連結売上高	構成比	
FAシステム	52,039百万円	20.1%	48,190百万円	22.3%	92.6%
冷熱ビルシステム	30,891百万円	11.9%	32,429百万円	15.0%	105.0%
X-Tech（クロステック）	6,106百万円	2.4%	8,687百万円	4.0%	142.3%
エレクトロニクス	170,031百万円	65.6%	126,536百万円	58.7%	74.4%
合 計	259,008百万円	100.0%	215,790百万円	100.0%	83.3%

(注) 事業別の連結売上高は百万円未満を切り捨てし、合計値はすべてを集計ののち、百万円未満を切り捨てて表示しています。また事業間の内部取引の金額が含まれています。



(3) 事業別の状況

FAシステム

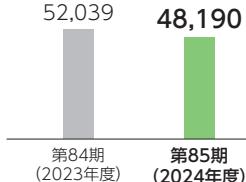
主要な事業内容

製造業のスマート化、高効率化を実現する付加価値の高いソリューションを産学共同研究や戦略技術部門のナレッジと共に、提供しています。FAコントローラ製品、駆動制御・NC制御製品をはじめロボット、レーザー加工機、AIビジョンシステムまで幅広いラインアップで工場の生産性の向上や省エネ、省人化等あらゆるニーズにお応えします。

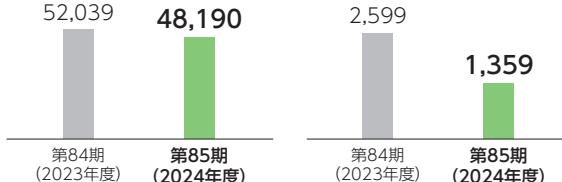
中国市場でNC関連の受注が好調に推移しましたが、当社の主要顧客である国内の工作機械・半導体製造装置メーカーの中国市場向けの需要が回復せず、顧客の在庫調整が継続し、低調に推移しました。

その結果、売上高は481億90百万円（前期比7.4%減）、営業利益は13億59百万円（前期比47.7%減）となりました。

売上高の推移 (単位：百万円)



営業利益の推移 (単位：百万円)



三菱電機(株)製協働ロボット 三菱電機(株)製レーザー加工機 三菱電機(株)製シーケンサ (MELFA ASSISTA)

冷熱ビルシステム

主要な事業内容

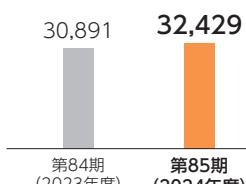
オフィスビルや生産工場・物流倉庫などにおける各種設備機器の販売から空調、クリーンルームの設計施工や省エネ支援などのトータルソリューションを提供しています。環境にやさしい空調環境・低温環境・暑熱対策などに加え、ビルマネジメント・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の推進により、安全で快適な環境をご提案します。

冷熱分野では、インバウンド需要の拡大に伴い、店舗用エアコン、ルームエアコン、熱源機器等の暑熱対策機器の販売が堅調に推移しました。

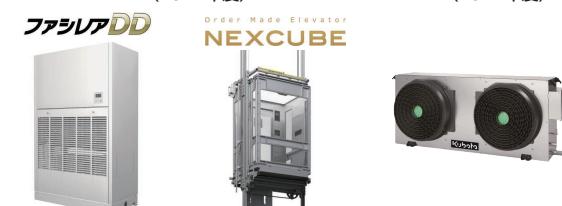
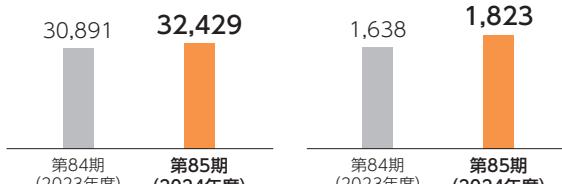
ビルシステム分野では、資材価格の高騰や施工物件の延期・工期遅延の影響を受けたことで、エレベーターや搬送機器の販売が低調となりました。

その結果、売上高は324億29百万円（前期比5.0%増）、営業利益は18億23百万円（前期比11.3%増）となりました。

売上高の推移 (単位：百万円)



営業利益の推移 (単位：百万円)



三菱電機(株)製設備用パッケージエアコン

三菱電機(株)製展望用エレベーター

クボタ空調(株)製エアコン機室内機

X-Tech (クロステック)

主要な事業内容

当社の技術・ナレッジを掛けあわせて新たな価値を提供する新事業セグメントです。ヘルスケア・スマートアグリ・ネットワークに事業領域を拡大しています。

ヘルスケア分野では、大型案件を受注したものの、医療業界全体の設備投資減速の影響を受けたことで、全体としては低調な推移となりました。

スマートアグリ分野では、高付加価値製品戦略の推進により収益を確保することができ、期中後半より単月での黒字化を継続しました。植物工場の市場としては、電気代高騰等の影響を受け引き続き低調ですが、植物工場ビジネスで培ったナレッジを、光合成生物を用いた新たなビジネスに展開することで当社独自のサービスの確立に取り組みます。

ICT分野では、IT機器関連及び、ビデオマネジメントシステムなどの高付加価値製品が堅調に推移しました。

その結果、売上高は86億87百万円（前期比42.3%増）、営業損失は13百万円となりました。

エレクトロニクス

主要な事業内容

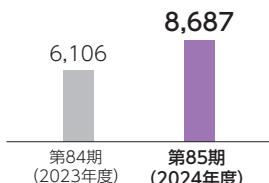
日々進化するエレクトロニクス産業の最先端でお客様に最適な半導体・デバイス品を提供し、高度化するニーズに応えるソリューションもご提案します。

国内市場では、車載市場は当初見込みよりも比較的堅調に推移し、またデータセンター向けの需要が堅調であったものの、主要取扱製品の販売終了、産業機器市場の受注低迷と顧客の在庫調整局面が続いたことで低調な推移となりました。

海外市場では、民生関連市場はOA機器向けの販売が堅調であったものの、産業機器関連市場や車載関連市場がいずれも低調に推移しました。

その結果、売上高は1,265億36百万円（前期比25.6%減）、営業利益は32億69百万円（前期比33.5%減）となりました。

売上高の推移 (単位：百万円)



営業利益の推移 (単位：百万円)



植物工場産
RYODENグループ 新商品

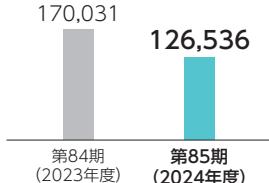


ビデオカメラソリューション
FlaRevo

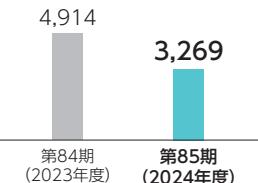


医療情報システム
(イメージ)

売上高の推移 (単位：百万円)



営業利益の推移 (単位：百万円)



三菱電機(株)製SiC
パワーモジュール



Micron Technology, Inc.製 CHIMEI製カメラモジュール
e.MMC



2. 対処すべき課題

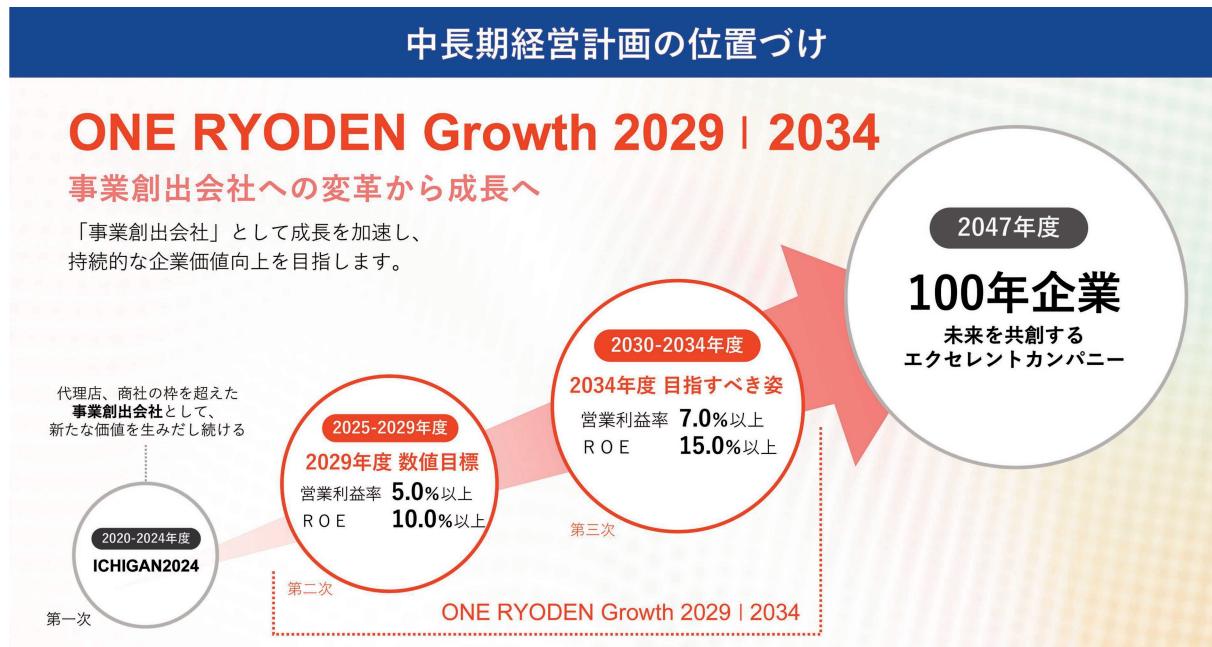
当社グループは、2024年度を最終年度とする中期経営計画「ICHIGAN2024」の達成に向け、「成長事業のビジネスモデルの確立」「基幹中核事業の生産性向上」及び「事業推進基盤の強化」を注力テーマとして取り組んでまいりましたが、中期経営計画で掲げた最終年度の経営目標値（KPI）は、新規事業の収益化の遅れやエレクトロニクス事業での主要取扱製品の販売終了などにより達成できませんでした。

しかしながら、新規事業の柱であるスマートアグリでは、年度後半から黒字化の目途が立つなどスケール化の段階に入り、今後の収益への貢献が期待されるとともに、植物工場ビジネスで培ってきたナレッジを光合成エンジニアリングに展開するなど、新たな価値の創出を着実に進めることができました。

また、基幹中核事業であるFAシステム・冷熱ビルシステム及びエレクトロニクスでは、収益力向上の取り組みにより売上総利益率が改善するなど、「事業創出会社」への変革に向けたこれまでの取り組みが着実に成果を出しつつあり、引き続き収益力の強化に向け取り組んでまいります。

<新中長期経営計画の策定>

こうしたなか、当社グループは、2025年度からスタートする新たな中長期経営計画「ONE RYODEN Growth 2029 | 2034」を策定しました。



新たなビジョンとして策定した「未来を共創するエクセレントカンパニー」の実現に向け、企業活動を通じて全てのステークホルダーと共に価値を創出し続けることで「社会的価値」と「経済的価値」を両立させ、持続的な企業価値向上を実現すべく取り組んでまいります。

【新中長期経営計画の経営戦略】

イノベーション戦略	人財戦略
プロダクト、マーケット、ビジネスモデルの三方向での事業拡大・深化および新領域の探索による新しい価値の創出	未来を共創する原動力となる従業員の育成と、その活躍を支える環境の整備
サプライチェーン戦略	ステークホルダーエンゲージメント戦略
調達から流通、販売に至るプロセスの最適化による生産性と品質の向上	ステークホルダーとの相互理解と協働の深化
財務戦略	ガバナンス戦略
経営資本への最適投資とその効率的な活用により、更なる成長投資への循環サイクルを実現	迅速かつ積極果敢な意思決定を支えるガバナンス体制の高度化を推進

※新中長期経営計画「ONE RYODEN Growth 2029 | 2034」の内容は、当社HP (<https://www.ryoden.co.jp/corporate/plan>) をご覧ください。

■2029年度定量目標

財務目標	非財務目標
営業利益	GHG*削減量 Scope 1+2 2023年度比 ▲36%以上 Scope 3 2023年度比 ▲21%以上
営業利益率	エンゲージメントスコア 52以上
ROE	女性管理職比率 10%以上
X-Tech・新事業売上高	従業員一人当たり 育成投資額 年20万円以上

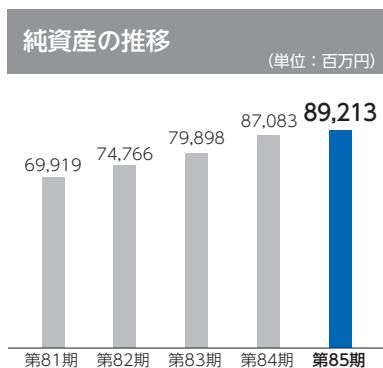
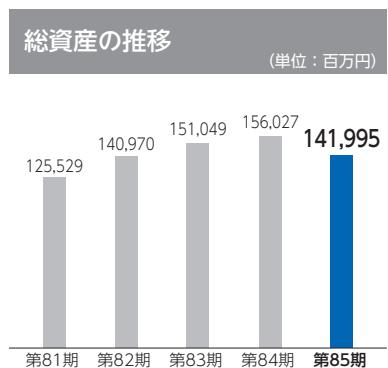
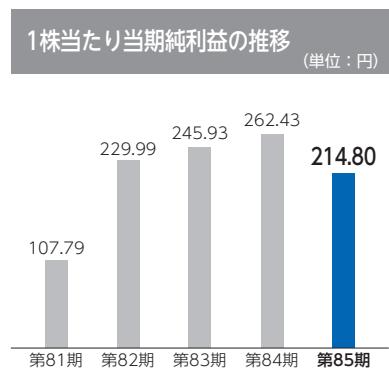
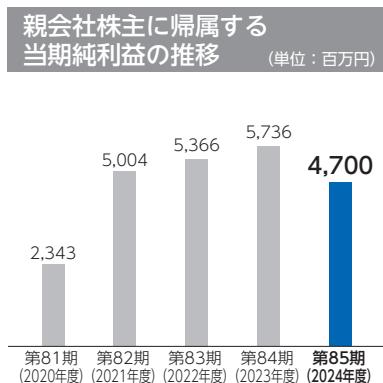
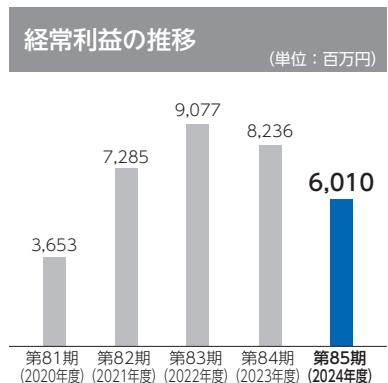
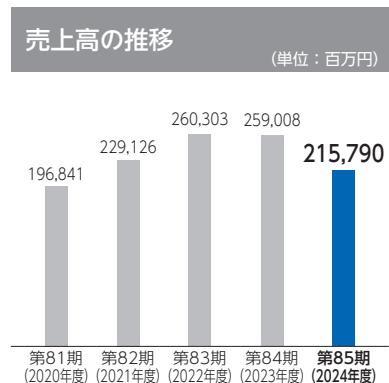
*温室効果ガス

■ 成長投資 250億円～350億円（5年間総額）

■ 株主還元 連結総還元性向50%又はDOE3.5%を下限とし、安定的・継続的な配当を実施する。

3. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第81期 (2020年度)	第82期 (2021年度)	第83期 (2022年度)	第84期 (2023年度)	第85期 (2024年度)
売上高 (百万円)	196,841	229,126	260,303	259,008	215,790
経常利益 (百万円)	3,653	7,285	9,077	8,236	6,010
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,343	5,004	5,366	5,736	4,700
1株当たり当期純利益 (円)	107.79	229.99	245.93	262.43	214.80
総資産 (百万円)	125,529	140,970	151,049	156,027	141,995
純資産 (百万円)	69,919	74,766	79,898	87,083	89,213



4. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社テクノフォート	65百万円	100%	空調機器の保守・サービス
ブロックファーム合同会社	10百万円	91.1% [31.1%]	植物工場野菜の生産・販売
株式会社ファームシップ	100百万円	77.7%	植物工場野菜の卸売り・植物工場の企画コンサルティング
菱商電子(上海)有限公司	260万USドル	100%	FAシステム品・エレクトロニクス品の仕入・販売
菱商香港有限公司	550万香港ドル	100%	エレクトロニクス品の仕入・販売
RYOSHO TECHNO SINGAPORE PTE LTD	300万シンガポールドル	100%	エレクトロニクス品の仕入・販売
RYOSHO (THAILAND) CO., LTD.	150百万バーツ	100%	FAシステム品・冷熱ビルシステム品・エレクトロニクス品の仕入・販売

- (注) 1. 2025年3月31日現在における当社の連結子会社は上記の重要な子会社7社を含む12社、持分法適用会社は1社です。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
3. 議決権比率の [] は、間接所有割合で内数を記載しています。

(2) 企業結合の状況

2024年度における重要な企業結合等はありません。

(3) その他

三菱電機株式会社は当社の関係会社で、当社の株式を7,755千株（議決権比率36.1%）保有しています。

なお、同社と当社グループとの当連結会計年度における取引は、仕入高の16.7%、売上高の6.8%の割合を占めています。

5. 主要な事業所

	本社	東京都豊島区
RYODEN	国内	東日本支社（東京都）、西日本支社（大阪府）、中日本支社（愛知県）の3支社・22事業所・2営業所（計27拠点）
	国内	株式会社テクノフォート 双和テクニカル株式会社 ブロックファーム合同会社 株式会社ファームシップ
		菱商電子（上海）有限公司（中国） 菱商香港有限公司（香港） 台灣菱商股份有限公司（台湾） 菱商韓国株式会社（韓国）
子会社		RYOSHO TECHNO SINGAPORE PTE LTD（シンガポール）
	海外	RYOSHO (THAILAND)CO.,LTD.（タイ） RYOSHO ENGINEERING (THAILAND)CO.,LTD.（タイ） RYOSHO VIETNAM CO., LTD.（ベトナム） RYOSHO MALAYSIA SDN.BHD.（マレーシア） RYOSHO U.S.A., INC.（アメリカ） RYOSHO EUROPE GmbH（ドイツ） RYOSHO MEXICO,S.A. de C.V.（メキシコ）の12現地法人（支店等を含め計21拠点）

6. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は14億21百万円であり、その主なものは、新基幹システム構築に係る費用等です。

7. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達として特記すべき重要な事項はありません。

8. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
FAシステム	369名	40名増
冷熱ビルシステム	249名	12名増
X-Tech (クロステック)	234名	24名増
エレクトロニクス	470名	5名減
全社 (共通)	129名	20名増
合計	1,451名	91名増

(注) 上記従業員数には、契約社員、当社グループ外から当社グループへの出向者を含み、当社グループから当社グループ外への出向者及び休職者は含んでいません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,073名	77名増	44.1歳	16.6年

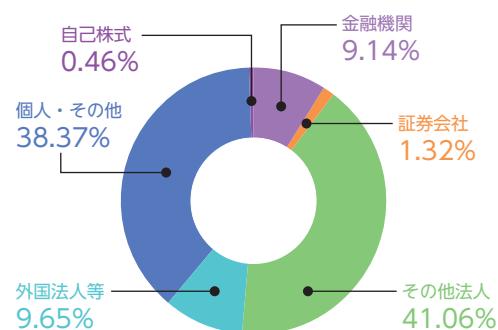
(注) 上記従業員数には、契約社員、他社からの出向者を含み、他社への出向者及び休職者は含んでいません。

2 会社の概況

1. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 56,550,000株
(2) 発行済株式の総数 21,612,037株
(うち自己株式100,078株)
(3) 株主数 41,702名

株式所有比率グラフ



(4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
三菱電機株式会社	7,755千株	36.05%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,632千株	7.58%
RYODEN従業員持株会	448千株	2.08%
シチズン時計株式会社	414千株	1.92%
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	391千株	1.81%
光通信株式会社	322千株	1.49%
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	215千株	0.99%
BNYMSANV RE BNYSANV RE WS MORANT WRIGHT NIPPON YIELD FUND	215千株	0.99%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	182千株	0.84%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	157千株	0.73%

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2024年6月25日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月25日付で自己株式15,000株の処分を完了し、次のとおり交付しております。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。）	15,000株	3名

2. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称 (付与決議日)	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数	払込金額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
			取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)			
第4回新株予約権 (2017年5月15日 取締役会決議)	3個	普通株式 1,500株	1名	払込を要しない。	1円	2017年5月31日から 2037年5月30日まで
第5回新株予約権 (2018年5月15日 取締役会決議)	3個	普通株式 1,500株	1名	払込を要しない。	1円	2018年6月1日から 2038年5月31日まで
第6回新株予約権 (2019年5月15日 取締役会決議)	7個	普通株式 3,500株	2名	払込を要しない。	1円	2019年6月1日から 2039年5月31日まで
第7回新株予約権 (2020年5月15日 取締役会決議)	12個	普通株式 6,000株	2名	払込を要しない。	1円	2020年6月2日から 2040年6月1日まで
第8回新株予約権 (2021年6月24日 取締役会決議)	9個	普通株式 4,500株	2名	払込を要しない。	1円	2021年7月13日から 2041年7月12日まで
第9回新株予約権 (2022年5月16日 取締役会決議)	18個	普通株式 9,000株	3名	払込を要しない。	1円	2022年6月2日から 2042年6月1日まで
第10回新株予約権 (2023年5月15日 取締役会決議)	19個	普通株式 9,500株	3名	払込を要しない。	1円	2023年6月2日から 2043年6月1日まで
第11回新株予約権 (2024年5月16日 取締役会決議)	18個	普通株式 9,000株	3名	払込を要しない。	1円	2024年6月4日から 2044年6月3日まで

(注) 1.新株予約権の行使条件

予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権行使することができるものとし、その他の条件については、第4回～第7回新株予約権は当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に、第8回～第11回新株予約権は新株予約権の募集事項を決

定する当社取締役会において定めます。

2.当社は2017年10月1日付で2株につき1株の割合で株式併合を行っています。これに伴い、新株予約権の目的となる株式数を新株予約権1個につき500株といたしました。

3.第6回～第11回新株予約権には、保有者のうち3名が執行役員として交付された新株予約権が含まれています。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

名称 (付与決議日)	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	交付者数	払込金額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
			執行役員			
第11回新株予約権 (2024年5月16日 取締役会決議)	18個	普通株式 9,000株	4名	払込を 要しない。	1円	2024年6月4日から 2044年6月3日まで

(注) 新株予約権の行使条件

予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができるものとし、その他の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めます。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
富澤克行	代表取締役社長	
東俊一	取締役 常務執行役員	事業部門管掌、デバイスシステム事業本部長
※與五澤一元	取締役 常務執行役員	管理部門・戦略部門管掌、経営企画室長
松尾英喜	取締役	東洋エンジニアリング株式会社 社外監査役 アルコニックス株式会社 社外取締役
藤原悟郎	取締役	三菱電機株式会社 営業本部事業企画部長
※小笠原由佳	取締役	日清食品ホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社藤村総合研究所 取締役 株式会社オリエントコーポレーション 社外取締役(監査等委員)
※友森裕三	取締役 (常勤監査等委員)	
※関口典子	取締役 (監査等委員)	関口典子公認会計士事務所 所長 王子ホールディングス株式会社 社外監査役 独立行政法人国際協力機構 監事
※トマス・ヴィッティ	取締役 (監査等委員)	アーキス外国法共同事業法律事務所 東京経営パートナー

- (注) 1. ※を付した各氏は、2024年6月25日開催の第84回定時株主総会において新たに選任された取締役です。
 2. 2024年6月25日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、北井祥嗣氏、小澤高弘氏、室井雅博氏及びトマス・ヴィッティ氏は任期満了により取締役を退任し、このうちトマス・ヴィッティ氏が監査等委員である取締役に就任しました。
 3. 当社は、2024年6月25日開催の第84回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、平井出浩志氏、友森裕三氏、鈴木雅人氏及び関口典子氏は任期満了により監査役を退任し、このうち友森裕三氏及び関口典子氏は監査等委員である取締役に就任しました。
 4. 取締役 松尾英喜氏、藤原悟郎氏、小笠原由佳氏、関口典子氏及びトマス・ヴィッティ氏は、会社法に定める社外取締役です。
 5. 取締役 松尾英喜氏、小笠原由佳氏、関口典子氏及びトマス・ヴィッティ氏は、(株)東京証券取引所の定める独立役員です。
 6. 当社は、社内の情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を図り、監査等委員の監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
 7. 取締役(監査等委員) 友森裕三氏は、長年にわたり経理部門の要職やコーポレート部門の責任者を務めた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
 取締役(監査等委員) 関口典子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
 8. 社外役員の重要な兼職先との特別の関係
 ①取締役 藤原悟郎氏の重要な兼職先である三菱電機株式会社は、当社の筆頭株主であり、当社グループのほとんどの事業で代理店契約を締結し、主要な仕入先です。また、エレクトロニクスにおいては、大口顧客もあります。
 ②取締役(監査等委員) 関口典子氏の重要な兼職先である王子ホールディングス株式会社は、当社と商品の売買などの取引がありますが、当社との特別の関係はありません。
 9. 上記(注)8.を除く社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。
 10. 2025年4月1日付をもって、次のとおり取締役の担当を一部変更しました。
 取締役 東俊一 常務執行役員 事業部門管掌
 11. 当社は、松尾英喜氏、小笠原由佳氏、関口典子氏及びトマス・ヴィッティ氏との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員、管理職従業員及び社外派遣役員であり、保険料は取締役会の承認を踏まえ、当社負担としています。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年6月25日開催の第84回定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社へ移行しました。また、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、社外取締役が過半数を占める指名報酬諮問委員会の諮問を経て2024年6月25日開催の取締役会で以下のとおり定めています。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しています。

基本方針	①当社の経営理念に沿って、企業価値の中長期的な拡大につながるものであること ②株主との利害の共有を図るものであること ③ステークホルダーに対し、説明可能な内容であり、透明なプロセスを経て決定すること
構成	①取締役（監査等委員である取締役を除く。） <ul style="list-style-type: none">・業務執行取締役の報酬は、役位に基づく定額報酬（金銭）、業績連動報酬（金銭）及び中長期の業績向上を目的とした譲渡制限付株式報酬から構成する。・非業務執行取締役及び社外取締役の報酬は、定額報酬（金銭）のみとする。 ②監査等委員である取締役 業務執行から独立した立場で当社の監査を行う機能・役割を担うことから定額報酬（金銭）のみとする。 ③役員退職慰労金は支給しない。
決定方法	①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額及びその内容は、本基本方針に基づき、指名報酬諮問委員会への諮問を経て取締役会で決定する。 ②監査等委員である取締役の個人別報酬額及びその内容は、基本方針③に基づき、監査等委員である取締役の協議により決定する。

定額報酬	<p>①取締役（監査等委員である取締役を除く。） 役位及び職責に基づく定額報酬（金銭）を、会社業績、優秀な人材の確保、従業員給与水準とのバランス、経済情勢（報酬水準の動向を含む）等を総合的に勘案し、取締役会で決定する。支給時期は毎月一定の時期とする。</p> <p>②監査等委員である取締役 経営監督としての責任、優秀な人材の確保、従業員給与水準とのバランス、経済情勢（報酬水準の動向を含む）等を総合的に勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定する。支給時期は毎月一定の時期とする。</p>
業績連動報酬 (賞与)	<p>①単年度の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブとして、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、業績指標（KPI）を反映した業績連動報酬（金銭）を支給する。</p> <p>②具体的には、連結営業利益、連結ROE及び1株当たり当期純利益（単体）を指標としてその額を算定し、指名報酬諮問委員会への諮問を経て取締役会で決定する。支給時期は毎年一定の時期とする。</p>
譲渡制限付株式報酬	取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、持続的成長の実現と企業価値の向上に中長期的に取り組むこと及び株主との一層の価値共有を進めることを目的として、株価向上へのインセンティブを与え続ける観点から、譲渡制限付株式報酬を支給する。その報酬額は、金銭報酬とのバランスを考慮し、指名報酬諮問委員会への諮問を経て取締役会で決定する。支給時期は年1回、毎年一定の時期とする。
支給割合	上位の役位ほど業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬のウェイトが高まる構成とし、取締役社長はおおむね定額報酬：業績連動報酬：譲渡制限付株式報酬=50：25：25、それ以外の業務執行取締役はおおむね定額報酬：業績連動報酬：譲渡制限付株式報酬=50：30：20とする。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

＜監査等委員会設置会社への移行前＞

取締役の報酬等に関する決議内容の概要

- ・取締役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第70期定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議されています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は16名（うち、社外取締役は1名）です。
- ・金銭報酬とは別枠で、2013年6月27日開催の第73期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対し、年額100百万円の範囲内で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることが決議されています。具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるもので、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は15名です。

監査役の報酬等に関する決議内容の概要

監査役の金銭報酬の額は、2013年6月27日開催の第73期定時株主総会において年額80百万円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

＜監査等委員会設置会社への移行後＞

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項目について同じ。）の報酬等に関する決議内容の概要

- ・取締役の金銭報酬の額は、取締役の業績連動報酬（賞与）も含め、2024年6月25日開催の第84回定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議されています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は6名（うち、社外取締役は3名）です。
- ・金銭報酬とは別枠で、2024年6月25日開催の第84回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対し、年額100百万円の範囲内で譲渡制限付株式報酬を付与することが決議されています。当該定時株主総会終結時点での対象取締役は3名です。
- ・2024年6月25日開催の第84回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬を付与することが決議されたことに伴い、株式報酬型ストック・オプション制度は廃止されました。

監査等委員である取締役の報酬等に関する決議内容の概要

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2024年6月25日開催の第84回定時株主総会において年額60百万円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③監査役の報酬等の額又は算定方法に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬は定額報酬とし、監査役（社外監査役を除く。）は、個々人の会社への貢献度、役割・責任の達成度を総合的に勘案し、社外監査役は本人の社会的地位、会社への貢献度及び就任の事情などを総合的に勘案し、監査役の協議により決定します。

④取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	対象となる役員の員数	報酬等の種類別の総額				報酬等の総額	
		基本報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等			
		定額報酬	賞与	株式報酬型 ストック・オプション	譲渡制限付株式報酬		
取締役 (監査等委員を除く)	9名	108百万円	30百万円	28百万円	40百万円	208百万円	
(うち社外取締役)	4名	21百万円	一百万円	一百万円	一百万円	21百万円	
取締役 (監査等委員)	3名	29百万円	一百万円	一百万円	一百万円	29百万円	
(うち社外取締役)	2名	15百万円	一百万円	一百万円	一百万円	15百万円	
監査役	4名	11百万円	一百万円	一百万円	一百万円	11百万円	
(うち社外監査役)	2名	3百万円	一百万円	一百万円	一百万円	3百万円	

- (注) 1. 上記員数及び報酬等の額には、2024年6月25日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって退任した4名を含む監査等委員会設置会社への移行前における取締役に対する報酬等を含んでいます。なお、無報酬の社外取締役1名は含まれておりません。
- 監査等委員である取締役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであり、監査役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものです。
2. 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して単年度の業績指標を反映した業績運動報酬（賞与）を支給しています。その算定方法は31頁に記載のとおりであり、上記の額は取締役3名（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に支給する予定額です。また、算定に用いた業績指標は、連結営業利益、連結ROE及び1株当たり当期純利益（単体）であり、当該指標を選択した理由は、中期経営計画における経営指標の達成に向けたインセンティブとして機能することと、取締役の報酬と当社の企業価値との連動性をより明確にすることを目的としたものです。なお、連結営業利益及び連結ROEの実績は15頁及び16頁に記載のとおりであり、1株当たり当期純利益（単体）の実績は、187.01円です。
3. 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の算定方法は次のとおりであり、上記株式報酬型ストック・オプションの額は株式報酬型ストック・オプションとして取締役4名（社外取締役及び監査等委員である取締役は支給対象外。）に付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額です。
- ・新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させる。
 - ・新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。また、割当個数は、別途定めるストック・オプション報酬基準額を当該新株予約権1個当たりの公正価額（算定にはブラック・ショールズ・モデルを用いる）で除して算出し、株主総会で決議された新株予約権の総数を上回らない範囲内で取締役会決議により決定する。
4. 株式報酬型ストック・オプションの算定に用いた業績指標は、親会社株主に帰属する当期純利益であり、当該指標を選択した理由は、株主との利害の共有を図ることを目的としたものです。なお、その実績は21頁に記載のとおりです。
5. 謹渡制限付株式報酬の内容は31頁に記載のとおりであり、上記謹渡制限付株式報酬の額は謹渡制限付株式として取締役3名（社外取締役及び監査等委員である取締役は支給対象外。）に付与した当事業年度の費用計上額です。なお、当事業年度における株式の交付状況は、26頁の「1.(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、29頁に記載のとおりであります。

②社外役員の当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席回数	主な活動状況
社外取締役	松尾 英喜	[取締役会] 15／15回 (100%)	主に企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき取締役会で積極的に発言するとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に適切な役割を果たしています。また、指名報酬諮問委員会の委員長を務め、当事業年度に開催された上記委員会のすべて（4回）に出席し、役員の指名・報酬に関する審議、サクセションプランの策定・運用の深化や推進にあたり、専門的な知見を活かした客観性・透明性のある提言を行い、当社の企業価値の向上に尽力しています。
社外取締役	藤原 悟郎	[取締役会] 15／15回 (100%)	主に当社に関連する業界で培われた豊富な経験・幅広い見識に基づき取締役会で積極的に発言するとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に適切な役割を果たしています。また、指名報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度に開催された上記委員会の4回中3回に出席し、役員の指名・報酬に関する審議、サクセションプランの策定・運用の深化や推進にあたり、専門的な知見を活かした客観性・透明性のある提言を行い、当社の企業価値の向上に尽力しています。
社外取締役	小笠原 由佳	[取締役会] 9／10回 (90%)	サステナビリティ経営についての先進的かつ優れた見識に基づき取締役会で積極的に発言するとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に適切な役割を果たしています。また、指名報酬諮問委員会の委員を務め、2024年6月の就任後に開催された上記委員会のすべて（3回）に出席し、役員の指名・報酬に関する審議、サクセションプランの策定・運用の深化や推進にあたり、専門的な知見を活かした客観性・透明性のある提言を行い、当社の企業価値の向上に尽力しています。
社外取締役 (監査等委員)	関口 典子	[取締役会] 15／15回 (100%) [監査役会] 2／2回 (100%) [監査等委員会] 5／5回 (100%)	公認会計士として企業会計に関する豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識に基づき、独立した立場と客観的な視点から発言を行っています。また、指名報酬諮問委員会のオブザーバーとして、監査等委員会設置会社移行後に開催された上記委員会のすべて（3回）に出席しております。
社外取締役 (監査等委員)	トマス・ヴィッティ	[取締役会] 14／15回 (93%) [監査等委員会] 5／5回 (100%)	長年にわたり国際的な弁護士として培われた法律専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場と客観的な視点から発言を行っています。また、指名報酬諮問委員会のオブザーバーとして、監査等委員会設置会社移行後に開催された上記委員会のすべて（3回）に出席しております。

(注) 2024年6月25日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、トマス・ヴィッティ氏は任期満了により取締役を退任し、同氏が監査等委員である取締役に就任しました。また、当社は、2024年6月25日開催の第84回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、関口典子氏は任期満了により監査役を退任し、同氏が監査等委員である取締役に就任しました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

58百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

58百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬の額にはこれらの合計額を記載しています。
3. 当社の重要な子会社のうち、菱商電子(上海)有限公司、菱商香港有限公司、RYOSHO TECHNO SINGAPORE PTE LTD及びRYOSHO (THAILAND) CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」として、以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を制定しております。なお、当社は、2024年6月25日開催の第84回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しており、以下の記載は移行後の内容となりますが、移行前においても、監査役会設置会社として同様の体制を整備・運用しています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスの徹底を経営の重要課題とし、コンプライアンスに関する規程を定め、当社及び当社グループの全役職員に対して、その周知徹底を図るとともに教育を徹底します。
- ②当社及び当社グループの内部統制システムの強化・拡充を図るため、社長を委員長とする「リスクマネジメント統括委員会」を設置し、内部統制に係る活動状況を統括します。
- ③企業活動におけるコンプライアンスの徹底のため、担当の役付執行役員を委員長とする「倫理・遵法委員会」を設置し、定期的にコンプライアンスに関する推進事項を定め実行するとともに、内部監査部門が当社及び当社グループのコンプライアンスの遵守状況を監査します。
- ④反社会的勢力には毅然とした態度で臨むことを「RYODENグループ行動指針」に定め、当社及び当社グループの全役職員に対しこれを徹底し、そのための体制の整備を行います。
- ⑤コンプライアンス違反行為などが行われた場合、又はその虞があることに当社及び当社グループの役職員が気づいたときは、ホットラインシステムを通じ、その内容を通報できることとし、通報者に対しては不利益な取り扱いを行いません。
- ⑥リスクマネジメント統括委員会は、その活動状況を経営会議及び取締役会に報告し、取締役会は、その運用状況を監督します。
- ⑦リスクマネジメント統括委員会は、その活動状況や特定したリスクについて内部監査部門と情報共有し、実効性のあるリスクマネジメントを実施します。

【運用状況】

- (1) 「倫理・遵法委員会」、「金商法内部統制評価委員会」及び「事業リスク委員会」の当事業年度における活動状況を統括するため、「リスクマネジメント統括委員会」を開催しました。
- (2) 「倫理・遵法委員会」において毎年の実施項目を定め、半年後及び翌年にその進捗の確認を行いました。また、各部門・支社において「遵法チェック」を行い、コンプライアンスに関する遵守状況の確認を行うとともに、全社員に対しコンプライアンスe-learning（企業機密管理・個人データ保護・製品の安全品質・安全衛生等）を実施しました。
- (3) 新規取引先との契約書等に反社会的勢力排除条項を規定するとともに、関係機関との情報交換を継続的に実施しております。

(4)内部通報制度として「ホットラインシステム」の窓口を社内外に設置しており、その結果を毎月の定時取締役会で報告しております。

(5)リスクマネジメント統括委員会がその活動状況を取締役会等に報告し、実効性のあるリスクマネジメントを実施しました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令上保存を義務付けられている文書及び重要な文書、その他それらの関連資料等（電磁的記録を含む）を社内規程に従い、適切に保存及び管理し、必要な場合に閲覧可能な状態を維持します。

【運用状況】

「文書管理規則」に基づき、社内文書の保存及び廃棄を行いました。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループの事業リスクに関する「事業リスク検証規程」を定め、担当の役付執行役員を委員長とする「事業リスク委員会」において、リスクの抽出を行い、発生可能性及び影響度等を元に対策を講じます。また、その運用状況をリスクマネジメント統括委員会に報告し、当社及び当社グループの多面的なリスクマネジメントを行います。

【運用状況】

「事業リスク委員会」において、発生可能性の高いリスクへの対応状況と課題等の情報共有を図り、その実行状況の評価を行いました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、定時取締役会を毎月一回開催し、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行っています。また、取締役会の機能をより強化し効率化させるため取締役会への上程案件に関しては事前に経営会議で審議を行っています。

②取締役会は、組織の職務分掌及び職務権限を定め、各組織の職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備します。

③効率性の実効を確保するため、事業年度毎に当社及び当社グループ各社の計画値を明確に設定し、その遂行状況について管理を行います。

【運用状況】

(1)当年度は取締役会を15回開催し、月1回の定時取締役会では、各取締役が担当する職務執行状況を報告し、取締役の相互においてその妥当性及び効率性の監督を行っております。

- (2)取締役会において審議される事項及びその他当社及び当社グループの重要事項については、「経営会議規程」及び経営判断の原則に基づき討議を行い、当年度は経営会議を25回開催しました。なお、経営会議には常勤監査等委員も出席しております。
- (3)部門・支社・グループ各社別の経営計画値を明確に示し、その遂行状況について、毎月の取締役会で報告しております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループ各社の重要な事項については、当社への事前の報告又は承認を求めることとします。
- ②当社グループ各社の監査役と、当社の監査等委員会及び内部監査部門とは、情報の共有化を図り、連携して当社グループ各社の監査を実施し、企業集団の業務の適正性を確保します。

【運用状況】

- (1)当社の内部統制システムの基本方針に基づき、内部監査部門は、グループ各社の監査を定期的に実施し、グループ各社の監査結果について、代表取締役に結果報告を行いました。当社の監査等委員会及び内部監査部門は、情報を共有の上連携して当社グループ各社の監査を実施し、企業集団の業務の適正性を確保しました。
- (2)グループ各社において「遵法チェック」を行い、コンプライアンスに関する遵守状況の確認を行うとともに、全社員に対しe-learning（企業機密管理・個人情報保護）を実施しました。

(6) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するため、担当の役付執行役員を委員長とする「金商法内部統制評価委員会」を設置し、定期的にその有効性を評価します。

【運用状況】

「金商法内部統制評価委員会」を4回開催し、金融商品取引法に関する内部監査結果を報告し、経営会議にも報告しました。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会が必要と認めた場合には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と協議のうえ使用人を監査等委員会の補助にあたらせることとします。

【運用状況】

監査等委員会から専任の補助使用人設置の要請はありませんでした。

(8) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置する場合、当該使用人の人事権に係る事項は、監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）が事前協議を行います。
- ②当該使用人は、専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとします。

【運用状況】

該当ありません。

(9) 監査等委員会への報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社及び当社グループの役職員は、監査等委員会に重要な会議の審議状況、内部監査の結果等、当社及び当社グループの業務執行に関する重要な事項の報告を行い、また当社及び当社グループの業務に重大な影響を及ぼす虞のある事項については、遅滞なく監査等委員会に報告します。
- ②当社のホットラインシステムの担当部署は、当社及び当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査等委員会に対して報告します。
- ③当社及び当社グループの役職員は、監査等委員会からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行います。
- ④当社の監査等委員会へ報告を行った当社及び当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行いません。

【運用状況】

- (1)監査等委員は、取締役会への出席及び常勤監査等委員による経営会議その他重要な会議への出席、並びに取締役及び使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行っています。
- (2)ホットラインシステムの担当部署は、当社及び当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査等委員会に報告しております。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

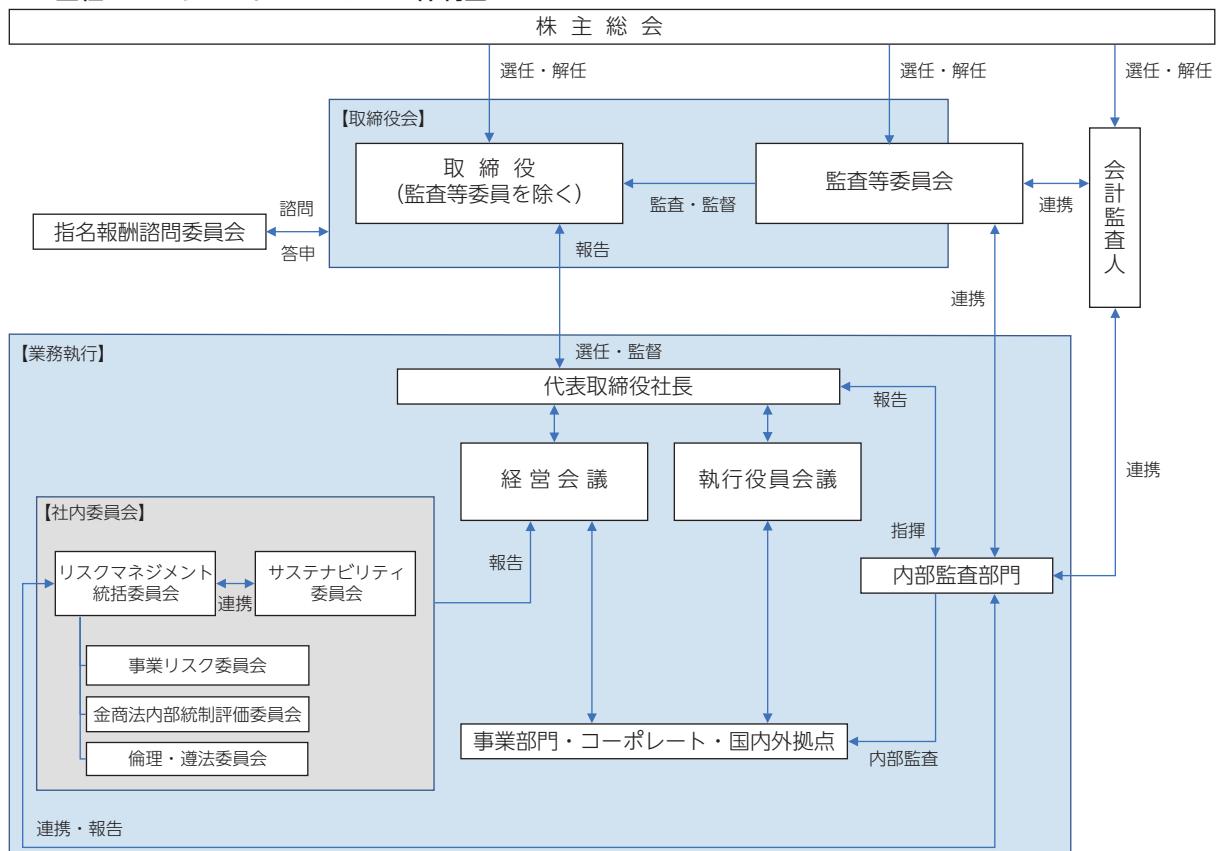
- ①監査等委員会及び各監査等委員は、その職務に必要な場合には、弁護士、公認会計士その他アドバイザー等と契約することができます。
- ②監査等委員会及び各監査等委員は、会計監査人及び当社グループ各社の監査役と情報交換を行い、連携して、当社及び当社グループの監査の実効性を確保します。
- ③監査等委員会及び各監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたと

きは、監査等委員会及び各監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

【運用状況】

- (1)監査等委員会は、代表取締役、会計監査人及びグループ各社の監査役との間でそれぞれ定期的に情報交換を行いました。
- (2)監査等委員会は、内部監査部門から定期的に業務監査及び会計監査の結果の報告を受け、また情報交換を行いました。

＜当社のコーポレート・ガバナンス体制図＞



6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社グループは「利益ある成長戦略」の推進と「企業に求められる質」の向上により企業価値の最大化を図り、ステークホルダーの皆様からの負託に応えてまいります。

当社取締役会は、大規模買付行為が行われた場合、当該買付行為の是非について、上記の当社の方針に基づき実現される企業価値をご理解していただき、最終的には株主各位の判断に委ねられるものと考えております。そのためには、大規模買付行為が行われようとする場合、当社取締役会は株主各位の適切な判断のために、当該大規模買付者から大規模買付行為に関する十分な情報の開示を要請し、それが適切に提供されたうえで、当社取締役会としての意見を取り纏めて開示することいたします。また必要に応じ、大規模買付者と交渉又は当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、経営基盤・財務体質の強化のための内部留保の拡充と事業拡大のための投資財源への活用を基本として、株主各位への適正な利益還元を実施してまいります。

剰余金の配当につきましては、各事業年度の連結業績及び中長期的なグループ戦略等を勘案のうえ配当性向40%～60%を目安に利益還元を実施します。また、自己株式の取得につきましても、株価の動向や財務状況を勘案のうえ実施する予定です。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては1株につき53円とし、年間配当金は中間配当金の53円を加えた106円とさせていただきました。

また、自己株式につきましては、当期に426千株、1,019百万円を自己株式立会外買付取引の方法により取得し、消却いたしました。

なお、新たな中長期経営計画「ONE RYODEN Growth 2029 | 2034」では、株主の皆様に対する利益還元強化の姿勢をより明確化し、更なる拡充を図るため「連結総還元性向」及び「連結株主資本配当率(DOE)」を新たな指標として導入することとし、配当方針を次のとおり変更いたしました。

【変更後の配当方針】

当社グループは、財務の健全性を堅持するとともに中長期的な企業価値向上に向けた成長投資と株主各位への適正な利益還元を実施してまいります。

株主還元につきましては、短期的な業績に連動させず、中長期的かつ安定的に強化・拡充を図る方針であり、連結総還元性向50%又は連結株主資本配当率(DOE)3.5%を下限として剰余金の配当を実施いたします。

また、自己株式の取得につきましても、株価の動向や財務状況を勘案のうえ実施する予定です。

※連結株主資本配当率(DOE) = (年間配当総額 ÷ 連結株主資本) × 100

【変更の時期】

第86期（2025年度）中間配当より適用いたします。

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、機動的な配当政策を実施するため、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨及び剰余金の配当基準日を3月31日及び9月30日とする旨を定款に定めています。

- ◎ 以上のご報告は、次により記載されています。
 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示。
 2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	125,802	流動負債	49,296
現金及び預金	33,311	支払手形及び買掛金	25,722
受取手形、売掛金及び 契約資産	44,840	電子記録債務	13,911
電子記録債権	13,806	短期借入金	1,148
商品及び製品	27,296	未払法人税等	276
その他	6,563	その他	8,236
貸倒引当金	△16		
固定資産	16,190	固定負債	3,486
有形固定資産	5,197	長期借入金	1,468
建物及び構築物	1,748	退職給付に係る負債	279
機械装置及び運搬具	554	その他	1,737
工具、器具及び備品	294		
土地	2,595	負債合計	52,782
建設仮勘定	4		
無形固定資産	1,979	純資産の部	
ソフトウェア	1,770	株主資本	81,721
その他	209	資本金	10,334
投資その他の資産	9,013	資本剰余金	7,355
投資有価証券	6,850	利益剰余金	64,160
長期前払費用	33	自己株式	△128
繰延税金資産	136		
その他	2,261	その他の包括利益累計額	7,364
貸倒引当金	△268	その他有価証券評価差額金	2,282
繰延資産	3	為替換算調整勘定	4,253
		退職給付に係る調整累計額	828
資産合計	141,995	新株予約権	116
		非支配株主持分	10
		純資産合計	89,213
		負債及び純資産合計	141,995

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	215,790
売上原価	188,246
売上総利益	27,543
販売費及び一般管理費	22,060
営業利益	5,483
営業外収益	
受取利息及び配当金	474
持分法投資利益	65
その他	341
	881
営業外費用	
支払利息	90
為替差損	176
その他	86
経常利益	353
特別利益	
投資有価証券売却益	501
特別損失	
投資有価証券評価損	37
関係会社整理損	1
税金等調整前当期純利益	38
法人税、住民税及び事業税	1,554
法人税等調整額	216
当期純利益	1,770
非支配株主に帰属する当期純利益	4,703
親会社株主に帰属する当期純利益	2
	4,700

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,334	7,523	63,226	△726	80,358
当期変動額					
剩余金の配当			△2,474		△2,474
親会社株主に帰属する当期純利益			4,700		4,700
自己株式の取得		100		△1,021	△1,021
自己株式の処分		△1,561		57	157
自己株式の消却		1,292	△1,292	1,561	
利益剰余金から資本剰余金への振替					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		△168	933	597	1,362
当期末残高	10,334	7,355	64,160	△128	81,721

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	2,724	2,814	1,042	6,580	135	8	87,083	
当期変動額								
剩余金の配当								△2,474
親会社株主に帰属する当期純利益								4,700
自己株式の取得								△1,021
自己株式の処分								157
自己株式の消却								
利益剰余金から資本剰余金への振替								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△441	1,439	△214	784	△18	2	767	
当期変動額合計	△441	1,439	△214	784	△18	2	2,130	
当期末残高	2,282	4,253	828	7,364	116	10	89,213	

連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

2-1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

(株)テクノフォート、ロックファーム(同)、(株)ファームシップ、RYOSHO TECHNO SINGAPORE PTE LTD、
菱商香港有限公司、菱商電子(上海)有限公司、RYOSHO (THAILAND) CO.,LTD.、台灣菱商股份有限公司、
RYOSHO U.S.A. INC.、RYOSHO EUROPE GmbH、菱商韓国株式会社、PT.RYOSHO TECHNO INDONESIA

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

双和テクニカル(株)、RYOSHO TECHNO PHILIPPINES INC.、
RYOSHO TECHNO INDIA PRIVATE LIMITED、RYOSHO MEXICO, S.A. de C.V.、
RYOSHO ENGINEERING (THAILAND) CO.,LTD.、RYOSHO VIETNAM CO.,LTD.、
RYOSHO MALAYSIA SDN.BHD.

連結の範囲から除いた理由

双和テクニカル(株)、RYOSHO TECHNO PHILIPPINES INC.、
RYOSHO TECHNO INDIA PRIVATE LIMITED、RYOSHO MEXICO, S.A. de C.V.、
RYOSHO ENGINEERING (THAILAND) CO.,LTD.、RYOSHO VIETNAM CO.,LTD.及び
RYOSHO MALAYSIA SDN.BHD.の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）
等は、いずれも少額であり、連結計算書類に重要な影響を与えていないためであります。

2-2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法適用の関連会社の数 1 社

持分法適用の関連会社の名称

三菱電機保険サービス(株)

非連結子会社（双和テクニカル(株)、RYOSHO TECHNO PHILIPPINES INC.、RYOSHO TECHNO INDIA PRIVATE LIMITED、RYOSHO MEXICO, S.A. de C.V.、RYOSHO ENGINEERING (THAILAND) CO.,LTD.、RYOSHO VIETNAM CO.,LTD.及びRYOSHO MALAYSIA SDN.BHD.）及び関連会社は当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、全体として連結計算書類に重要な影響を与えていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

2-3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定)

(ロ) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

.....時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）主として定率法

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を、その他の債権については貸倒実績率による計算額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、RYOSHO TECHNO SINGAPORE PTE LTD、菱商香港有限公司、菱商電子（上海）有限公司、RYOSHO (THAILAND) CO.,LTD.、台灣菱商股份有限公司、RYOSHO U.S.A.INC.、RYOSHO EUROPE GmbH及び菱商韓国株式会社並びにPT.RYOSHO TECHNO INDONESIAの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の決算計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

当連結会計年度より、連結子会社のブロックファーム（同）及び（株）ファームシップは決算日を12月31日から3月31日に変更しております。この決算期変更により、当連結会計年度は2024年1月1日から2025年3月31日までの15か月間を連結しております。

なお、この変更が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

② 収益及び費用の計上基準

(イ) 商品販売に係る収益の計上基準

当社グループは主にエレクトロニクス関連商品やF A関連商品等の販売を行っており、このような商品販売については、当該商品の引渡時もしくは検収時において、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、一時点での収益を認識しております。ただし、商品の国内販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものについては、出荷時に収益を認識しております。

(ロ) 工事契約に係る収益の計上基準

当社グループは冷熱ビルシステム関連工事やX-Tech（クロステック）関連等の工事を行っており、工事契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

……外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

④ 退職給付に係る……………(退職給付見込額の期間帰属方法)

会計処理の方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法)

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(小規模企業等における簡便法の採用)

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による当連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による当連結計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度計上額

科目名	金額
商品及び製品	27,296百万円
棚卸資産評価損(売上原価)	94百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

以下の方法により評価替を実施しております。

- ・収益性の低下が生じているものを対象に簿価切り下げを実施する。
- ・一定の経過期間を超えるものを対象に規則的に簿価切り下げを実施する。ただし、顧客から買取保証を受けている一部のエレクトロニクス関連製品については、将来の販売見込みが明らかであることから対象から除外する。

②算出に用いた仮定

一定の経過期間を超える棚卸資産については、個別形名毎に入庫からの経過期間に応じた切り下げ率を設定し評価損を計上しております。

③翌連結会計年度への影響額

商品の需給バランスの変化等により、棚卸資産の供給状況が評価の仮定においていた経過期間毎の切り下げ率とは異なる結果となる場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響が生じる可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

5-1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	4,467百万円
----------------	----------

5-2. 保証債務

従業員持家融資に対する保証	0百万円
代理取引に対する保証	159百万円
その他	1百万円
計	161百万円

5-3. 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

受取手形割引高	21百万円
受取手形裏書譲渡高	41百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

6-1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式	普通株式	22,824,977	—	1,212,940	21,612,037
自己株式	普通株式	961,549	426,969	1,288,440	100,078

6-2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	1,311百万円	60円	2024年3月31日	2024年6月4日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	1,162百万円	53円	2024年9月30日	2024年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月15日 取締役会	普通株式	1,140百万円	利益剰余金	53円	2025年3月31日	2025年6月3日

6-3. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式67,000株

7. 金融商品に関する注記

7-1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

受取手形、売掛金及び契約資産並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク軽減を図っております。投資有価証券は、余資運用に係る債券及び業務上の関係を有する株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

短期借入金及び長期借入金の使途は運転資金であり、デリバティブ取引は、外貨建て営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引並びに直物為替先渡取引（NDF）であります。

7-2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	4,885	4,885	—
(2) 長期借入金 (1年以内返済長期借入金を含む)	1,691	1,576	△114
(3) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	12	12	—

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「電子記録債権」

「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は「(1) 投資有価証券」に含めておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	135
関係会社株式	1,511
投資事業有限責任組合への出資	321
合計	1,969

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

7-3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,247	—	—	4,247
投資信託	—	440	—	440
その他	—	196	—	196
デリバティブ取引				
通貨関係	—	12	—	12
資産計	4,247	650	—	4,897

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年以内返済長期借入金を含む)	—	1,576	—	1,576
負債計	—	1,576	—	1,576

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

投資信託は観察可能なインプットである証券会社算定の基準価額を用いて評価しているため、レベル2の時価に分類しております。

また、その他は外国債券であり、市場での取引頻度が低く活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

8-1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (単位:百万円)

	報告セグメント				
	F A システム	冷熱ビル システム	X-T e c h	エレクトロ ニクス	計
日本	39,615	32,370	8,687	87,261	167,936
中国	7,899	—	—	17,760	25,660
アジア	489	59	—	14,459	15,007
その他	186	—	—	7,000	7,186
計	48,190	32,429	8,687	126,481	215,790

(注) 1.売上収益は販売元の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2.セグメント間の内部取引控除後の金額を表示しております。

8-2. 収益を理解するための基礎となる情報

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等2-3.会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項② 収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8-3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における当社及び連結子会社における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「受取手形、売掛金及び契約資産」及び「電子記録債権」に、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(単位:百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	81,608	58,543
契約資産	103	103
契約負債	378	3,162

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 4,141円24銭

1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	89,213百万円
普通株式に係る純資産額	89,086百万円
差額の主な内訳	
新株予約権	116百万円
非支配株主持分	10百万円
普通株式の期末発行済株式数	21,612千株
普通株式の自己株式数	100千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	21,511千株

(2) 1株当たり当期純利益 214円80銭

潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 214円04銭

1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

(1株当たり当期純利益)

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	4,700百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	4,700百万円
普通株式の期中平均株式数	21,884千株
(潜在株式調整後 1株当たり当期純利益)	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	－百万円
普通株式増加数	77千株

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	103,554	流動負債	43,250
現金及び預金	22,979	支払手形	128
受取手形	1,215	電子記録債務	13,911
電子記録債権	13,610	買掛金	21,864
売掛金	40,038	短期借入金	650
契約資産	103	リース債務	5
商品及び製品	19,845	未払金	1,587
前渡金	1,519	未払費用	1,338
前払費用	83	未払法人税等	156
短期貸付金	326	前受金	1,818
未収入金	3,320	預り金	548
その他	530	役員賞与引当金	28
貸倒引当金	△17	その他	1,211
固定資産	17,815	固定負債	4,183
有形固定資産	3,506	リース債務	5
建物及び構築物	552	退職給付引当金	3,392
機械及び装置	185	預り保証金	744
車輛・運搬具	0	資産除去債務	28
工具、器具及び備品	231	その他	12
土地	2,524	負債合計	47,434
リース資産	9	純資産の部	71,536
建設仮勘定	4	株主資本	71,536
無形固定資産	1,868	資本金	10,334
ソフトウエア	1,761	資本剰余金	7,355
その他	107	資本準備金	7,355
投資その他の資産	12,440	利益剰余金	53,976
投資有価証券	5,254	利益準備金	788
関係会社株式	2,434	その他利益剰余金	53,187
その他の関係会社有価証券	5	土地圧縮積立金	235
関係会社長期貸付金	693	別途積立金	11,100
長期前払費用	33	繰越利益剰余金	41,851
線延税金資産	276	自己株式	△128
その他	3,837	評価・換算差額等	2,282
貸倒引当金	△95	その他有価証券評価差額金	2,282
資産合計	121,370	新株予約権	116
		純資産合計	73,936
		負債及び純資産合計	121,370

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		179,588
売上原価		156,668
売上総利益		22,920
販売費及び一般管理費		18,747
営業利益		4,172
営業外収益		
受取利息及び配当金	808	
その他	295	1,104
営業外費用		
支払利息	23	
為替差損	192	
その他	71	287
経常利益		4,989
特別利益		
投資有価証券売却益	501	501
特別損失		
投資有価証券評価損	37	37
税引前当期純利益		5,453
法人税、住民税及び事業税	1,234	
法人税等調整額	126	1,360
当期純利益		4,092

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	10,334	7,355	168	7,523	788	238	11,100	41,522	53,650
当期変動額						△3		△ 2,474 △ 2,474	
剩余金の配当								3	
土地圧縮積立金の取崩								4,092	4,092
当期純利益			100	100					
自己株式の取得			△1,561	△1,561					
自己株式の処分									
自己株式の消却									
利益剰余金から資本剰余金への振替			1,292	1,292				△1,292	△1,292
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計			△168	△168		△3		328	325
当期末残高	10,334	7,355	–	7,355	788	235	11,100	41,851	53,976

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計			
当期首残高	△726	70,782	2,724	2,724		135	73,642
当期変動額							△2,474
剩余金の配当			△2,474				
土地圧縮積立金の取崩			4,092				4,092
当期純利益			△1,021				△1,021
自己株式の取得			57				157
自己株式の処分			1,561				
自己株式の消却							
利益剰余金から資本剰余金への振替				△441		△18	△460
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	597	754	△441	△441		△18	293
当期末残高	△128	71,536	2,282	2,282		116	73,936

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - 2-1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ①子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - ②その他有価証券
 - (イ) 市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - (ロ) 市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法
……………時価法
 - (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - 2-2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械及び装置	17年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

2-3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 ………………債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を、その他の債権については貸倒実績率による計算額を計上しております。
- (2) 役員賞与引当金 ………………役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金 ………………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。
また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

2-4. 収益及び費用の計上基準

(1) 商品販売に係る収益の計上基準

当社は主にエレクトロニクス関連商品やF A関連商品等の販売を行っており、このような商品販売については、当該商品の引渡し時もしくは検収時において、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、一時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものについては、出荷時に収益を認識しております。

(2) 工事契約に係る収益の計上基準

当社は冷熱ビルシステム関連工事やX-Tech（クロステック）関連等の工事を行っており、工事契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっております。

2-5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

……外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

……退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による当計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度計上額

科目名	金額
商品及び製品	19,845百万円
棚卸資産評価損(売上原価)	75百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

以下の方法により評価替を実施しております。

- ・収益性の低下が生じているものを対象に簿価切り下げを実施する。
- ・一定の経過期間を超えるものを対象に規則的に簿価切り下げを実施する。ただし、顧客から買取保証を受けている一部のエレクトロニクス関連製品については、将来の販売見込みが明らかであることから対象から除外する。

②算出に用いた仮定

一定の経過期間を超える棚卸資産については、個別形名毎に入庫からの経過期間に応じた切り下げ率を設定し評価損を計上しております。

③翌事業年度への影響額

商品の需給バランスの変化等により、棚卸資産の供給状況が評価の仮定においていた経過期間毎の切り下げ率とは異なる結果となる場合、翌事業年度の計算書類に影響が生じる可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

5-1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	3,571百万円
----------------	----------

5-2. 保証債務

従業員持家融資に対する保証	0百万円
代理取引に対する保証	159百万円
その他	1百万円
計	161百万円

5-3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	7,401百万円
長期金銭債権	712百万円
短期金銭債務	9,077百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

6-1. 営業取引による取引高

売上高	28,856百万円
仕入高	32,415百万円
販売費及び一般管理費	630百万円

6-2. 営業取引以外の取引による取引高

受取利息及び配当金	568百万円
その他営業外収益	88百万円
支払利息	4百万円
その他営業外費用	1百万円
特別利益（投資有価証券売却益）	168百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	100千株
------	-------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	440百万円
投資有価証券評価損	432百万円
賞与引当金	352百万円
棚卸資産評価損	333百万円
関係会社株式評価損	83百万円
資産除去債務	77百万円
賞与社会保険料	56百万円
未払事業税	47百万円
ゴルフ会員権評価損	41百万円
その他	146百万円
繰延税金資産小計	2,012百万円
評価性引当金	△570百万円
繰延税金資産合計	1,441百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,055百万円
土地圧縮積立金	△108百万円
資産除去債務	△1百万円
繰延税金負債合計	△1,165百万円
繰延税金資産の純額	276百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	三菱電機(株)	(被所有) 直接 36.1	三菱電機製品の販売 代理店及び販売特約 店契約の締結	部材等の販売 製品の購入 受入割戻 株式の売却 株式売却益	14,703 32,059 815 195 168	売掛金 買掛全 未収入金 —	2,867 7,301 219 —

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	三菱電機 住環境システムズ(株)	—	当社が住宅設備シス テム関連製品を購入	製品の購入 受入割戻	23,007 3,499	買掛金 電子記録 債務 未収入金	2,609 6,297 895

(注) 上記 (1) ~ (2) の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 製品の購入については、価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上、決定しております。
- ② 部材等の販売については、一般的取引条件と同様に市場価格、総原価を勘案して当社価格を提示し、個々に折衝して決定しております。
- ③ 株式の売却は、当社が保有する三菱電機ロジスティクス株式会社(現:MDロジス株式会社)の株式の全てを相対取引で売却したものであり、売却価格は簿価純資産法及びDCF法にて算定した範囲内で当社と三菱電機株式会社にて決定した価格であります。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,431円56銭
(2) 1株当たり当期純利益	187円01銭
(3) 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	186円35銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社 R Y O D E N
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉持 直樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲斐 靖裕

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社RYODENの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社RYODEN及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するためには、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社 R Y O D E N
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 倉持 直樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 甲斐 靖裕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社RYODENの2024年4月1日から2025年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

株式会社RYODEN 監査等委員会

常勤監査等委員 友 森 裕 三 ㊞

監 査 等 委 員 関 口 典 子 ㊞

監 査 等 委 員 トマス・ヴィッティ ㊞

(注) 監査等委員関口典子及びトマス・ヴィッティは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

(ご参考)

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会基準日	3月31日
定時株主総会	毎年6月
配当金受領株主確定日	期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日
単元株式数	100株
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711 (通話料無料) (郵送先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告方法	電子公告により行う。 公告掲載URL https://www.ryoden.co.jp ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすること ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続につきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっています。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続につきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっていますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。
4. 当社の剰余金の配当に関するご案内につきましては、当社ホームページに掲載しています。
5. 市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続で必要となります。このため、株主様から、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届けいただく必要があります。

当社ホームページ <https://www.ryoden.co.jp>



株主総会会場 ご案内図

会 場

東京都豊島区南大塚三丁目33番6号

ホテルベルクラシック東京 6階 コンコード



車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。
ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。



交通の
ご案内

● JR山手線 「大塚駅」
南口から徒歩約2分

●都電荒川線 「大塚駅前駅」
南側出口から徒歩約2分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
※株主総会当日のお土産はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

環境に配慮した植物油インキを使用しています。